

## 広報ふそう広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、町が発行する広報ふそう（以下「広報」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、扶桑町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成17年11月25日要綱第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集及び掲載月号)

第2条 広告の募集は、随時申込と一括申込で行い、掲載月号及びその掲載申込書等の締切日については、別に仕様書で定める。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置は、広報紙の中面ページの下段で町が指定する場所とする。

2 広告の枠数は別に仕様書で定める。

3 広報に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が掲載することができる広告は、広報紙1号あたり1枠とする。ただし、隣接する枠を結合し、一つの広告として掲載することができるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、サイズ及び色数は、別に仕様書で定める。

(広報広告掲載に関する基本的な考え方)

第5条 広報に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(町広報との区別)

第6条 広告のデザイン、内容等が町の広報記事であるかのように混同するおそれのある表現又は町の事業であるかと誤認するおそれのある表現を禁止する。

(規制業種又は事業者)

第7条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに関与する業種又は事業者

- (6) 規制対象となっていない業種においても社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (8) 占い、運勢判断に関する業種又は事業者
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取り立て、示談引受け等をうたう業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可を受けていない事業者
- (12) 民事再生法又は会社更生法による再生若しくは更生手続き中の事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け改善がなされていない事業者  
(掲載基準)

第8条 次の各号に定めるものは、広告として掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品など不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
  - エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - ク 社会的に不適切なもの
  - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現又は根拠のない表示若しくは誤認を招くような表現
  - イ 射幸心を著しくあおる表現
  - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 責任の所在が明確でないもの
  - ク 広告の内容が明確でないもの
  - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等しているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力又は犯罪を肯定し、若しくは助長するような表現

ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想若しくは想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(広告掲載料等)

第9条 広告掲載料は、1枠につき1号あたり8,000円とし、町が指定する期日までに納入すること。

(広告掲載料の還付等)

第10条 扶桑町有料広告掲載の取扱いに関する要綱第14条の規定により還付することとなった場合の還付金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 還付金は、1号単位で計算する。

(2) 前号の還付金には、利子を付さない。

2 扶桑町有料広告掲載の取扱いに関する要綱第14条の広告主の責めに帰さない理由には、次に掲げる事項は含まないものとする。

(1) 天災地変その他の非常事態が発生したとき。

(2) その他公益上やむを得ない理由により広告掲載を行うことができないとき。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿を電子データ及び紙面により、町長が指定する期日までに、町長及び町が指定する印刷事業主に提出するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、広告の掲載を取り下げようとするときは、取り下げようとする日の40日前までに、町長に申し出るものとする。

(協議)

第13条 扶桑町有料広告掲載の取扱いに関する要綱及び、この規定または仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

この基準は、平成31年1月1日から施行する。